

港区立六本木中学校 いじめ防止対策基本方針

港区立六本木中学校では、文部科学省による「いじめ防止対策推進法」の告示に伴い、以下のとおり「港区立六本木中学校 いじめ対策基本方針」を策定する。

第1章 総則

第1条 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校教職員等（教員、事務職員、用務職員、非常勤職員、外部指導員その他学校の教育活動や教育環境の整備に関わる者）が、いじめ根絶のに向けた学校づくりのための基本的な考え方、その対策及び手順を定めるものである。

第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の関係にある他の生徒等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）のことであって、いじめの対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条の趣旨より）

第3条 いじめ防止等についての基本的な考え方

1 基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、「いじめ防止対策推進法 第3条」により、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの禁止

生徒は、「いじめ防止対策推進法 第4条」により、いじめを行ってはならない。

第2章 いじめ防止対策

第4条 生徒に対する指導

1 関係者への事実確認

いじめ等が発生した場合、すみやかに関係する生徒から聞き取りを行い、いじめ等の事実確認を行う。

2 再発防止のための指導

いじめた生徒、いじめられた生徒、いじめに関与した生徒、周囲でいじめを知っていた生徒に対していじめの事実、いじめ問題に対する認識を啓発し、再発防止に向けて指導の徹底を図る。

3 関係機関との連携

深刻ないじめに対して、保護者と連携して指導に当たる。また、必要に応じて教育委員会や児童相談所、警察等との連携を図り、関係する生徒への迅速で的確な対応を行う。

第5条 教職員等の情報交換

1 定期的な情報交換

教職員は定期的にいじめに関する情報交換を行い、いじめの早期発見・早期対応に努める。

2 いじめが発生した場合の対応

いじめが発生した場合、その都度教職員による情報交換を行い、学校全体で事実確認や再発防止策を検討し、組織的に対応する。

第3章 いじめ等の防止対策

第6条 相談体制

1 スクールカウンセラーとの連携

スクールカウンセラーは、生徒からの相談内容によっては、いじめと判断される場合にはすみやかに担任に報告する。

2 生活指導部会

定期的に生活指導部会を開催し、スクールカウンセラーを交えた情報交換を行い、カウンセラーは、相談内容によって必要に応じて教職員と情報を共有する。

第7条 保護者・地域との連携

1 保護者・地域との情報交換

いじめが発生した場合、関係する生徒の保護者へのすみやかな連絡・相談を行い、必要に応じて直接面接を行い、事実認識を共有する。

2 いじめ防止に向けた啓発活動

学校は、保護者・地域に対し、保護者会での啓発や広報誌等の活用により、いじめ防止に関する啓発を行う。

第8条 「いじめ防止対策会議」の設置

1 設置の目的

外部の関係者と共に校内外のいじめ等に関する情報交換を行い、学校及び保護者・地域におけるいじめ等に関する防止について協議を行い、具体的な対策を行うために設置する。

2 会議の構成員

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、麻布警察署員、子ども家庭支援センター、保護者代表、地域代表で構成し、校長を代表者とする。

3 開催

校長が必要に応じて会議を招集し、各構成員からの意見を集約して具体的な対策を講ずる。

第9条 いじめ等の防止のための啓発活動

1 校内への啓発

生徒に対して、道徳や総合的な時間、学級活動等とおして、いじめ等の防止のための指導やたより

等による啓発等について計画的に行う。

2 保護者・地域への啓発

家庭や地域におけるいじめ等の防止のために、保護者会や研修会等の開催、各種たよりの発行等を行う。

第10条 その他

校長は、その他、必要に応じて関係機関諸機関との連携・協力のもとで、いじめ等の発生時の対応や防止のための対策を適切に行う。

附則 「港区立六本木中学校 いじめ防止対策基本方針」は、平成25年9月4日より施行する。